

都 政 第 1126 号

令和 7 年 4 月 18 日

公益社団法人 兵庫県建築士会 会長 様

兵庫県まちづくり部都市政策課長

福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例及び同施行規則の一部を改正
する規則の施行について（通知）

平素は、福祉のまちづくり行政の推進について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、特定施設の便所、駐車場及び劇場等の固定観覧席に関する特定施設整備基準について、車椅子使用者に対応した設備を特定施設の規模に応じて複数設けるものとなるよう見直すこととし、「福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（令和 7 年兵庫県条例第 19 号）」及び「福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年兵庫県規則第 26 号）」を公布しました。これらは、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

については、貴団体の会員に対し、この旨を周知いただくようよろしくお願いします。

【添付資料】

- ・別添 1 改正概要
- ・別添 2-1 県公報（令和 7 年 3 月 25 日付け号外）
- ・別添 2-2 県公報（令和 7 年 3 月 31 日付け号外）
- ・別添 3-1 新旧対照表（福祉のまちづくり条例）
- ・別添 3-2 新旧対照表（福祉のまちづくり条例施行規則）
- ・別添 4-1 福祉のまちづくり条例（改正後）
- ・別添 4-2 福祉のまちづくり条例施行規則（改正後）

【問合せ先】

まちづくり部都市政策課
都市政策班（福祉のまちづくり担当）
担当：海原、鈴
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL：078-341-7711（内線75430、75432）
FAX：078-362-9487